

会議案第5号

町議会議員に対する期末手当支給条例中一部改正の件

町議会議員に対する期末手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年6月1日提出

芽室町議会議会運営委員会委員長 渡 辺 洋一郎

町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例

町議会議員に対する期末手当支給条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4月30日（以下「基準日」という。）」を「5月1日及び11月1日（以下これらの日を「基準日」という。）」に、「在職する者」を「それぞれ在職する者」に改め、同条第2項中「期末手当の額は、」の次に「それぞれの」を加え、「基準日を含め12箇月以内」を「それぞれの基準日以前6箇月以内」に改め、同項の表以外の部分中「期間」の次に「の区分」を加え、同項の表中「

12箇月	100分の410
6箇月以上12箇月未満	100分の246
6箇月未満	100分の123

」を「

6箇月	100分の230
3箇月以上6箇月未満	100分の138
3箇月未満	100分の69

」に改め、同条第3項中「期末手当」の前に「第1項の基準日に係る」を、「期末手当は、」の次に「それぞれ」を、「5月21日」の次に「及び11月21日」を加える。

本則に次の1条を加える。

（任期满了者の特例）

第4条 任期满了により退職した者は、基準日（基準日が任期满了日と異なる場合にあっては、その直後の基準日）に在職していたものとみなして期末手当を支給する。

2 前項の者の在職期間の計算については、任期満了の日をその期間に算入するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年5月1日から施行する。

(最初の期末手当に関する特例)

2 令和9年5月21日に支給する期末手当については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(適用区分)

3 前項に規定するものを除くほか、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に到来する基準日から適用する。

#### 説 明

社会情勢に応じた支給制度の適正な運用を図り、持続可能かつ活力ある議会基盤を確立するため、本条例を改正しようとするものであります。

町議会議員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行																
<p>(支給方法及び支給額)</p> <p>第2条 町議会議員の期末手当は、<u>5月1日及び11月1日(以下これらの日を「基準日」という。)</u>に<u>それぞれ在職する者</u>に支給する。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、<u>それぞれの基準日現在において町議会の議員が受けるべき議員報酬の月額にそれぞれの基準日以前6箇月以内</u>におけるその者の在職期間の<u>区分</u>に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(支給方法及び支給額)</p> <p>第2条 町議会議員の期末手当は、<u>4月30日(以下「基準日」という。)</u>に<u>在職する者</u>に支給する。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在において町議会の議員が受けるべき議員報酬の月額に<u>基準日を含め12箇月以内</u>におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 772 683 847">在職期間</th> <th data-bbox="683 772 1122 847">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 847 683 927">6箇月</td> <td data-bbox="683 847 1122 927">100分の230</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 927 683 1007">3箇月以上6箇月未満</td> <td data-bbox="683 927 1122 1007">100分の138</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 1007 683 1086">3箇月未満</td> <td data-bbox="683 1007 1122 1086">100分の69</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6箇月	100分の230	3箇月以上6箇月未満	100分の138	3箇月未満	100分の69	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 772 1590 847">在職期間</th> <th data-bbox="1590 772 2029 847">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 847 1590 927">12箇月</td> <td data-bbox="1590 847 2029 927">100分の410</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 927 1590 1007">6箇月以上12箇月未満</td> <td data-bbox="1590 927 2029 1007">100分の246</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1007 1590 1086">6箇月未満</td> <td data-bbox="1590 1007 2029 1086">100分の123</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	12箇月	100分の410	6箇月以上12箇月未満	100分の246	6箇月未満	100分の123
在職期間	割合																
6箇月	100分の230																
3箇月以上6箇月未満	100分の138																
3箇月未満	100分の69																
在職期間	割合																
12箇月	100分の410																
6箇月以上12箇月未満	100分の246																
6箇月未満	100分の123																
<p>3 <u>第1項の基準日に係る</u>期末手当は、<u>それぞれ5月21日及び11月21日</u>にこれを支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。</p> <p><u>(任期满了者の特例)</u></p> <p>第4条 <u>任期满了により退職した者は、基準日(基準日が任期满了日と異なる場合にあつては、その直後の基準日)に在職していた</u></p>	<p>3 期末手当は、5月21日にこれを支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。</p>																

改正案	現 行
<p><u>ものとみなして期末手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項の者の在職期間の計算については、任期満了の日をその期間に算入するものとする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和9年5月1日から施行する。</u> <u>(最初の期末手当に関する特例)</u></p> <p><u>2 令和9年5月21日に支給する期末手当については、第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u> <u>(適用区分)</u></p> <p><u>3 前項に規定するものを除くほか、この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後に到来する基準日から適用する。</u></p>	